

# 勝浦都市計画

## 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

令和 年 月 日

千葉県

## 勝浦都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

# 目 次

1. 都市計画の目標.....	1
(1) 都市づくりの基本理念.....	1
(2) 地域毎の市街地像.....	3
2. 主要な都市計画の決定の方針.....	5
(1) 都市づくりの基本方針.....	5
① 人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換に関する方針.....	5
② 社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興に関する方針.....	5
③ 激甚化・頻発化する自然災害への対応に関する方針.....	5
④ 自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備に関する方針.....	6
(2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針.....	7
① 主要用途の配置の方針.....	7
② 土地利用の方針.....	8
(3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針.....	11
① 交通施設の都市計画の決定の方針.....	11
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針.....	13
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針.....	15
(4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針.....	16
① 主要な市街地開発事業の決定の方針.....	16
(5) 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針.....	17
① 基本方針.....	17
② 主要な緑地の配置の方針.....	17
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針.....	20

# 1. 都市計画の目標

## (1) 都市づくりの基本理念

本区域は、県都である千葉市の南方約50kmに位置し、鴨川市、いすみ市、大多喜町及び御宿町に隣接し、南は太平洋に面している。

本区域は、海や山に囲まれた豊かな自然景勝地、海浜観光地となっており、県内有数の漁業基地である勝浦漁港を有している。勝浦地区は、古くは城下町として、また漁業のまちとして栄え、朝市は約4百年の歴史を誇る。また、興津地区は江戸と東北を結ぶ重要港として栄えた。昭和30年2月には4町村が合併して勝浦町に、さらに昭和33年10月に千葉県内18番目の市として勝浦市が誕生した。

本区域は、自然環境や歴史など多くの地域資源に恵まれ、首都圏から多くの観光客を受け入れてきた。また、住民にとってもこの自然環境は生活にうるおいを与え、快適な生活を支える景観資源となっている。

しかし、人口減少や超高齢化の急速な進展、就業人口や買物客の他都市への流出超過、ライフスタイルの変化、自然災害の激甚化・頻発化など都市を取り巻く環境の変化から、地域経済の活性化、安全・安心な暮らしの実現、健康づくり・福祉の実現、自然との調和と都市基盤の充実、生きがいを持てる社会の形成、健全な行財政運営と協働促進がまちづくりに向けた主要課題となっている。

こうした中で、平成25年4月に圏央道（東金JCT～木更津東IC間）が開通し、本区域においても、圏央道に接続する国道297号松野バイパスの整備が進められ、広域的な交通条件の向上が期待されている。

このような状況を踏まえ、都市の将来像を「“豊かな自然”に抱かれて“心豊か”に過ごせるまち かつうら」とし、3つの基本理念「未来に向けて、希望のもてるまちづくり」「安全・安心で、生活しやすいまちづくり」「元気に笑顔で、ふれあい・支え合いのあるまちづくり」を掲げ、SDGsの目指す「誰一人取り残さない社会」の実現を目指す。

また、本区域の都市づくりの目標を次のとおり定める。

### ○都市機能を集積した快適に住み続けられるコンパクト・プラス・ネットワークの都市づくり

人口減少や少子高齢化に対応するため、勝浦、興津、上野・総野の中心部を拠点として、都市機能や居住を適切に誘導し、計画的な土地利用による賑わいあるコンパクトな都市づくりを目指す。

また、拠点間や魅力ある観光地などをつなぐ道路網や公共交通の強化により、円滑な移動が行える便利で快適な交通ネットワーク化の充実を図る。

#### ○歴史・文化資源や地場産業、観光交流による活気と魅力あふれる都市づくり

県下有数の漁獲量を誇りブランド化した水産物をはじめとする農水産物、美しい海辺景観などの自然や歴史・文化資源などの多様な資源を生かし、それらを組み合わせた産業の一体的な振興による活力ある都市づくりを目指す。

また、インバウンドや首都圏からの観光需要の取り込みなどにより、観光で訪れる交流人口を拡大させるとともに、観光だけでなく、継続的に地域と多様に関わる関係人口の創出にもつなげ、地域資源を生かした観光振興を図りながら、地域の活性化につなげる。

#### ○豊かな自然環境によって形成される景観と多様な交流が育まれる都市づくり

海をはじめとした自然環境や眺望、食文化といった本区域の魅力ある観光資源のブラッシュアップやプロモーション強化を図るとともに、スポーツツーリズム・ヘルスツーリズムなど新しい観光スタイルや観光交流に対応した施策の充実や受入体制の整備による魅力ある都市づくりを目指す。

また、豊かな自然環境を次世代に継承するため、省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの導入促進など、カーボンニュートラルな都市づくりを目指す。

#### ○自然災害に強く、安全で安心して暮らせる都市づくり

近年頻発する集中豪雨や地震、津波などによる災害も懸念される中、ハード・ソフト両面から地域毎のきめ細かい防災対策を図ると共に、住民自らによる日頃の備え、地域の消防・防災・防犯体制の整備、行政の迅速かつ多様な手段による情報伝達や安全に対する啓発強化など、「自助」、「共助」、「公助」が一体となった取組による安全・安心な都市づくりを目指す。

#### ○多様な主体が協働する都市づくり

住民へのわかりやすい情報提供や住民の声を市政に反映していく仕組みを充実させるとともに、まちづくりの活動に積極的に関わる人や各種団体を育て、行政・事業者・住民・大学等の多様な主体が連携を図りながら、さらにその輪を広げていく協働の都市づくりを目指す。

## (2) 地域毎の市街地像

本区域では勝浦地区を中心拠点として、また、興津地区及び総野・上野地区の中心集落を地域拠点として、それぞれ地域の特性に応じ、居住機能や都市機能の集積を図るとともに、相互の結びつきを強化し、都市間の連携と都市機能の集約化によるコンパクトな市街地の形成を目指すものとする。

また、都市の利便性と海や里山などの自然が調和した災害に強いまちづくりに向けた土地利用の規制・誘導や市街地整備を図る。

### 【勝浦地区】

勝浦駅南側及び国道128号及び297号沿いに広がる市街地部を中心拠点として位置づけ、行政機能、商業機能、都市文化機能、情報サービス機能、防災機能、福祉機能、子育て支援機能など多様な機能の充実と都市基盤施設の整備など本区域の中心市街地にふさわしい機能的で利便性の高い市街地の形成を図る。

勝浦駅北側については、市有地を活用して公共公益施設を中心に、丘陵部の自然環境と調和のとれた新市街地として計画的な土地利用を図るとともに、鉄道による玄関口・おもてなし空間としての魅力と個性を印象づける地区として、既存の豊かな自然を生かした公園緑地・広場の整備と環境形成・景観づくり等を計画的に進める。

また、勝浦漁港周辺の市街地については、漁業振興を支える環境の保全・整備と併せ、ブランド化した水産物をはじめとした農水産物の新鮮で安心な「食」を提供する場として、地域振興施設（観光情報施設、海産物販売所、バスターミナル等）の配置や、都市計画道路の整備等による臨海プロムナードの形成により、歩いて楽しい道づくり、魅力的な景観づくり、快適な環境づくりを進め、観光地にふさわしい賑わいと魅力ある市街地の形成を図る。

勝浦地区の市街地については、勝浦駅から漁港周辺一帯において、居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちなかの形成を図る。

### 【興津地区】

上総興津駅周辺の市街地を地域拠点として、生活環境をサポートする関連商業機能のほか周辺地域住民の交流の場など多様な機能の充実を図るとともに、丘陵部開発地の周辺と興津市街地や勝浦市街地とを結ぶ公共交通の充実を図り、生活利便性の確保に努める。

また、鵜原理想郷・守谷海岸などの優れた自然景観、勝浦海中公園、滞在型観光施設「eden」など、本地区の多様な観光資源を活用したまちづくりを促進する。

#### 【総野・上野地区】

勝浦市の主要な産業である農業の振興と工業生産機能の充実などを背景に、国道297号松野バイパスの整備による広域的な交通条件の向上を踏まえ、自然資源等豊かな地域資源を生かした6次産業等の新たな産業の振興や、優れた交通条件を生かした地域振興施設の立地促進等により拠点の形成に努める。

## 2. 主要な都市計画の決定の方針

### (1) 都市づくりの基本方針

#### ① 人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換に関する方針

本区域の中心拠点を担う勝浦地区において、商業・業務等の都市機能の一層の集積を図るとともに、地域コミュニティが形成され地域拠点を担う興津地区及び上野・総野地区の中心集落において、生活利便性の向上に資する都市機能の集積と充実を図っていく。

さらに、それらの地区を結ぶ道路及び公共交通機関の充実により、拠点間が連携したコンパクトで効率的な都市構造の形成を図るものとする。

また、本区域内の駅周辺や拠点においては、高齢者の徒歩圏に配慮しながら、子育て世帯等に対する魅力向上につながるように、商業、医療・福祉施設等の生活利便施設の集積を促進し、ユニバーサルデザインに配慮した安全で魅力ある拠点整備を図る。

人口減少により増加する空き地、空き家に対しては、所有者と利用希望者のマッチングを図り、リノベーションなどによる空き家の利活用を促進する。

#### ② 社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興に関する方針

本区域においては、広域的なアクセス機能を担う国道297号松野バイパスの整備が進められており、沿道の総野地区において、観光情報機能や地域振興施設等の導入を図るなど、新たな観光拠点の形成や市の魅力を印象づける景観づくりを促進する。また、既存の工業地周辺は、交通利便性を生かした新たな産業の受け皿として誘導、集積を図る。

#### ③ 激甚化・頻発化する自然災害への対応に関する方針

地震、津波等の災害時に避難地として機能する防災拠点の確保と、防災拠点における各種資機材の備蓄や消防施設の整備等を進め、災害後の救急・復旧活動の拠点としての機能強化を図る。また、避難所、津波避難ビル等の確保と併せて、防災拠点や避難場所への安全な避難を可能とする避難路の整備や避難誘導標識の設置等により、安全性の高い避難環境の整備を進める。

火災に対しては、延焼被害の拡大を防止するため、商業地域等における沿道建築物の防火対策と併せ、既成市街地における幹線道路・補助幹線道路等の拡幅整備等により、延焼抑制機能の強化、消防活動空間及び避難路の確保等を図る。

大雨時の水害に対しては、夷隅川をはじめとする河川・水路の改修を促進するとともに、降雨時の雨水流出を抑制するため、保水・遊水機能を持つ農地・森林の保全を図る。

土砂災害の恐れのある区域においては、開発行為や建築物の立地等の抑制に努める。

また、消防団・自主防災組織の育成や防災ボランティアへの登録促進等により、地域の防災能力の向上に努めるとともに、防災訓練の実施、防災関連情報の発信等による住民の防災意識の向上を図る。

#### ④ 自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備に関する方針

本区域の森林、農地等の良好な緑の自然的環境や海岸線などの美しい景観の維持・保全を図り、朝市などの伝統文化、住宅地などの美しい街並みなど、地域の個性や特性を生かした質の高い空間形成による景観価値の創出を図る。あわせて、身近な緑の保全・創出、多面的な機能を有するグリーンインフラを活用した地域づくりに努める。

また、再生可能エネルギーの利用、省エネ促進、ごみの発生抑制及び再利用の促進などによる環境負荷軽減に向けた取組を図る。

## (2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 主要用途の配置の方針

#### a 商業業務地

##### ア. 勝浦地区

勝浦地区は、公共・公益施設や商業・文化施設など、基幹的な機能の集約を図るとともに、生活利便性を維持しつつ魅力的な景観づくりを進め、住民の暮らしの利便性向上や交流人口の増加を図る。

特に、勝浦駅周辺は本区域の「顔」となる商業業務地として、商業機能の充実を図るとともに、空き店舗の活用等により高齢者等が集い交流できる場づくりや文化機能、子育て支援機能等の充実を図る。

勝浦漁港周辺には、集客力が強く交流人口の増加を促す地域振興機能を配置し、市街地の骨格となる都市計画道路3・5・7号勝浦駅浜勝浦線の市営駐車場から浜勝浦橋上流(朝市)までの区間については、臨海プロムナードの形成など地域特性を生かした環境整備や景観づくりにより、魅力ある商業業務地の形成を図る。

##### イ. 興津地区

興津地区は、公共・公益施設や商業・文化施設など、基幹的な機能の集約を図るとともに、生活利便性を維持しつつ魅力的な景観づくりを進め、住民の暮らしの利便性向上や交流人口の増加を図る。

特に、上総興津駅周辺においては、地区住民の日常生活を支える商業機能の充実を図るとともに、空き店舗の活用等により高齢者等が集い交流できる場づくりや文化機能、子育て支援機能等の充実を図る。

#### b 工業地

##### ア. 勝浦地区

勝浦漁港においては、水産加工関連工業を勝浦市の基幹産業として保護、育成に努め、施設の集約化及び充実を図るとともに、観光と商業を有機的に結びつけるため地元水産物の付加価値化や販路拡大の取組により、競争力のある産業として育成を図る。

また、漁港施設の周辺においては、貴重な観光資源である海岸線の保全を図る。

#### イ．総野地区

国道297号松野バイパスの整備による広域的な交通利便性の向上を踏まえ、既存の工業が立地する地区において、周辺の自然的環境の保全と農業環境との調和を図りつつ新たな基幹産業を育成する。

### c 住宅地

#### ア．勝浦地区

計画的に整備が行われた住宅団地については、低層の戸建の専用住宅地として位置づける。

既成市街地については、引き続き戸建て住宅を主体とした住宅地とする。

#### イ．興津地区

既成市街地については、引き続き戸建て住宅を主体とした住宅地とする。

計画的に整備が進められたミレーニア勝浦と、東急リゾートタウン勝浦の住宅団地については、緑に囲まれた閑静な住宅地として景観等に配慮したまちづくりを進める。

#### ウ．総野・上野地区

豊かな緑と里山風景が広がる本地区では、自然に溶け込んだ街並みを今後も維持し、農村景観に配慮したまちづくりを進める。

## ② 土地利用の方針

#### ア．土地の高度利用に関する方針

商業・業務機能を始めとする諸機能の集積を図る場合は、空き店舗対策や未利用地の有効活用等により土地の高度利用に努める。

#### イ．用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

勝浦地区、興津地区の市街地においては、用途地域内の土地利用の混在解消と、居住環境の向上を図るほか、地域資源を生かした景観などの整備を進める。

また、総野地区の国道297号沿道については、地域コミュニティの持続や地域活性化のための適切な土地利用を図る。

#### ウ．居住環境の改善又は維持に関する方針

勝浦地区、興津地区については計画的に整備された戸建住宅地の生活環境を保全することとし、その他既成市街地については、歴史的な形成の経過を踏まえ一定規模・用途の建物を許容しつつ、都市基盤施設の整備を進めることにより住環境の保全を図るものとする。また、住民等との協働により、美しく魅力的な景観づくりを進める。

防災、衛生、景観等において課題となる空き家等については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき適正な管理を促すなどし、居住環境の改善や維持を図る。

#### エ．都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

臨海丘陵部の斜面緑地については本区域の豊かな自然的環境、自然景観の構成要素として最も特徴的なものであり、積極的に保全することとする。

内陸部の樹林地については、保全を基調としつつ産業資源・観光資源など地域資源として積極的に活用を図る。

また、南房総国立公園に指定されている臨海部の保安林などの樹林地については、将来的にも良好な自然環境・自然景観を保全する区域とし、観光・休養などに関わる利活用には、保全を基調に自然との調和を図る。

#### オ．優良な農地との健全な調和に関する方針

内陸部の農地及び点在する集落地については、今後とも農地を中心とした土地利用を行うこととし、農業環境の保全を図る。農地については水田を基本としながら観光農園や、付加価値の高い農産物の栽培など農業基盤の安定化に向けて取り組む。

#### カ．災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

急傾斜地など土砂災害の恐れのある区域については、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定により、開発行為の制限等を図り、安全性を確保する。また、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、保水機能を持つ森林等の保全や、がけ崩れ・土砂流出を抑える斜面緑地の保全を図る。

キ. 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

市街地や南房総国定公園から構成される海を臨む丘陵部の斜面緑地については、本区域を特徴づける豊かな自然環境と景観の重要な構成要素であるため、積極的に保全する。

その他の丘陵部の緑地については、産業資源としての活用の場、レクリエーションの場として保全・活用を図る。

### (3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ① 交通施設の都市計画の決定の方針

##### a 基本方針

###### ア. 交通体系の整備の方針

本区域の交通体系として、鉄道については JR 外房線が重要な役割を果たしており、道路については国道 297 号、国道 128 号及び主要地方道天津小湊夷隅線が、広域道路ネットワークとしての役割を担うとともに、拠点間を連絡する主要幹線道路として機能している。

また、圏央道へのアクセス機能の向上のため、国道 297 号松野バイパスの整備が進められているほか、周辺都市を結ぶ高規格道路として「茂原・一宮・大原道路」「鴨川・大原道路」の構想がある。

これらの道路を補完する幹線道路として一般県道勝浦上野大多喜線等の他、中心拠点である勝浦地区内の交通機能の向上のため都市計画道路が配置されている。

これら広域幹線道路・幹線道路及び鉄道を有機的に結節させ、区域内の円滑な交通を図るため、本区域の交通体系の整備の方針を次のように定める。

###### ○広域交通軸・都市交通軸の強化と交通対策

圏央道の整備効果を受け止め、都市の活性化に繋げるため、国道 297 号松野バイパスの整備を促進する。

勝浦地区においては、行楽シーズン等において幹線道路を中心に交通渋滞が発生していることから、国道 297 号のバイパスとなる都市計画道路 3・4・11 号新坂線の整備や中心市街地への自動車の乗り入れを抑制するパーク・アンド・バスライド施策などにより、市街地内へ流入する交通量を低減し住民の生活環境の向上を図る。

###### ○生活軸（補助幹線道路）の体系的整備

勝浦地区においては、中心市街地の補助幹線道路の整備を進める。なお、勝浦駅北側における都市計画道路網については、今後の土地利用のあり方の検討と併せ、配置等の見直しを行う。

###### ○歩行者・自転車ネットワークの形成

歩行者が安全で安心して歩くことができる空間として、また街並みの重要な景観要素として、国県道・主要市道の幹線・補助幹線道路及び都市計画道路の歩道部の整備・拡充を図るとともに、わかりやすい案内標識、防犯灯等の交通安全施設等の設置を促進する。

また、中心拠点と地域拠点及び観光交流等の拠点間を結ぶ幹線道路や関東ふれあいの道等の整備・拡充により、歩行者や自転車のための緑の交流ネットワークの形成を図り、まちの魅力向上につながる道づくりを促進する。

#### ○公共交通の充実、利便性向上

広域道路ネットワークを活用した高速バス路線の充実、駐車施設の整備と合わせた鉄道利用の促進、バス等の公共交通の利便性向上や利用促進により、効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの拡充を図り、環境に配慮した交通体系の整備を図る。

#### ○今後の都市計画道路の見直し

長期未着手の都市計画道路については、社会情勢等の変化を踏まえ、道路ネットワークや防災等の観点も十分に考慮し、その必要性や既存道路による機能代替の可能性等を検証し、必要に応じて見直しを行う。

### イ. 整備水準の目標

#### 【道路】

都市計画道路については、現在、市街地面積に対し約0.3km/km<sup>2</sup>（令和2年度末現在）が整備済みであり、引き続き、交通体系の整備の方針に基づき、地域の実情に応じて効率的に整備を進める。

### b 主要な施設の配置の方針

#### ア. 道路

#### 【主要幹線道路】

圏央道の市原鶴舞インターチェンジとの連絡や広域的な都市間道路、また、本区域中心部の円滑な通過交通の処理が確保できるよう拡充整備を図る。

- 都市計画道路3・4・11号新坂線（国道297号他）
- 都市計画道路3・5・8号串浜新官線（国道128号及び市道墨名部原線）
- 主要地方道天津小湊夷隅線
- 国道297号松野バイパス
- 国道128号バイパス（国道297号接続部）

### 【幹線道路】

主要幹線道路を補完し、周辺の都市との交通や都市内の住宅地、就業地、観光拠点や鉄道駅等の主要な交通の発生集中地区を連絡し、地域や市街地の土地利用の骨格を形成する。

○都市計画道路3・5・1号勝浦駅墨名線（国道297号）

○都市計画道路3・6・2号墨名勝浦線（国道297号）

○都市計画道路3・5・7号勝浦駅浜勝浦線

○一般県道勝浦上野大多喜線

○一般県道上布施勝浦線

### イ. その他

上記以外の幹線道路を補完する補助幹線道路の拡充・整備と、商店街における駐車場の維持に努める。

## ② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### a 基本方針

#### ア. 下水道及び河川の整備の方針

本区域では、水産加工場廃水、家庭雑排水等の汚水処理が行われていないことが、河川の汚濁などの問題となっている。

河川や海の水質汚濁を防止するため、定期的な河川の水質調査や合併処理浄化槽の設置支援など、適正な排水対策を促進する。

河川・水路については、市街地部を中心として改修の促進を図るとともに、集中豪雨に備えるため、森林や農地の水源かん養機能、土砂流出防止等の機能を高めるよう保全を図る。

また、勝浦駅北側の新たな土地利用にあたっては、地区の有する従来の保水遊水機能に配慮し、雨水貯留浸透施設の配置などの流出抑制策を講じ、河川に対する流出量の軽減や流水の正常な機能の維持に努める。

### 【下水道】

市街地においては、地域の特性に応じて効率的・効果的な汚水処理施設や雨水排水施設の整備を進める。

市街地外の集落地等においても、生活環境の改善・向上のため、必要に応じて適切な污水处理施設等の整備と維持を図る。

#### 【河川】

本区域には以下の二級河川や準用河川のほか多くの普通河川があるが、観光や生活資源としての保全と活用のあり方を検討するとともに、台風や自然浸食などの自然災害に強く、環境面に配慮した河川の整備を促進する。

- 二級河川夷隅川
- 二級河川古新田川
- 二級河川墨名川
- 準用河川浜勝浦川

#### イ．整備水準の目標

##### 【下水道】

污水处理施設については、「千葉県全県域污水適正処理構想」に基づき、施設の整備を進める。

##### 【河川】

本区域の河川の整備水準は、河川ごとに定められている計画規模に基づくものとする。

#### b 主要な施設の配置の方針

##### ア．下水道

污水处理については、合併処理浄化槽の普及促進等を図る。

雨水排水については、既存の排水路等の施設を有効に活用しつつ、排水施設の整備を進める。

##### イ．河川

災害防止のため、河川改修事業により河川・水路の改修を進める。

### ③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

#### a 基本方針

健康で文化的な都市活動と都市機能の向上、良好な生活環境の確保を図るため、人口の動向や市街化の状況に対応し、また長期的な展望に立ち、必要となるその他の施設について整備を図る。

#### b 主要な施設の配置の方針

##### ア. 火葬場

火葬場については、適切な維持管理に努める。

#### (4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

##### ① 主要な市街地開発事業の決定の方針

###### ア. 勝浦駅北側地区

勝浦駅北側地区については、未利用地となっている市有地を活用して、計画的な都市基盤整備の促進により、商業地・住宅地等の市街地の形成を図る。併せて、勝浦市の玄関口として良好な市街地環境の形成を図るため、住民等との協働のもと、豊かな自然を生かした公園緑地・広場の整備、景観づくり及び防災拠点づくり等を促進する。

## (5) 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 基本方針

本区域は変化に富んだ海岸線と丘陵部を中心とする豊かな自然環境を有しており、丘陵部の森林、特に市街地及び丘陵部開発地の外郭を構成し海に面した斜面林は、勝浦を特徴づけ、景観上及び防災上からも重要な機能を担っていることから、丘陵部斜面緑地保全ゾーンとして、保全を図る。

また、臨海部の観光等交流拠点を中心とした緑については、一部保安林に指定され豊かな自然環境・景観を有しており、保全・育成に配慮しながら感動的な眺望ポイントの形成を図る。

さらに、健康志向の高まりと住民ニーズの多様化に対応し、住民が スポーツ・レクリエーションを楽しみながら健康づくりや交流できる場や、地震・津波等災害発生時の避難地・防災拠点として、多様な機能を持つ公園と身近な公園の整備、充実を図る。それら公園の整備にあたっては、少子高齢化の進展に対応したバリアフリー化の促進とユニバーサルデザインの普及、また死角の無い犯罪防止のデザインの導入など、安全・安心な公園づくりに努める。

丘陵部の森林などの緑地は、防災や水源涵養、カーボンニュートラルの実現、ウォークアブルな生活環境の形成など、森林が有する多面的機能の維持を図るとともに、持続可能な森林管理の体制構築に努め、温室効果ガス削減の観点から森林資源活用を検討する。

市街地内の緑地は、住民生活に憩いと潤いをもたらすとともに、貴重な動植物の生息環境であり、また潤いのある景観の構成要素、レクリエーション、防災などの多様な機能を踏まえ、住民等との協働により自然と都市との調和を図りながらまちづくりを進める。

#### ・緑地の確保目標水準

住民ニーズに対応した多様な機能を持つ総合的な公園の整備を進めるとともに、都市及び地域の交流拠点を中心として、生活環境の向上を図るうえから歩いて行ける範囲への身近な公園の整備を促進、植樹面積の増加に努め、概ね20年後に住民一人当たりの都市公園等面積を20平方メートル以上とする。

### ② 主要な緑地の配置の方針

#### a 環境保全系統

##### ア. 海岸沿岸部

海沿いの南房総国定公園内の保安林などの樹林地は基本的に保全・育成を図る。

#### イ. 内陸丘陵地

外郭部の保安林区域及び農用地区域の指定から外れている地域、特に保全の必要性が高い斜面緑地については適切な維持管理により保全に努める。

### b レクリエーション系統

#### ア. 地域全体

市街地内で、日常生活の中で身近に利用することができる都市公園を誘致距離、規模を勘案し適正に配置する。

また、本区域には勝浦ダムや海岸部を中心に南房総国立公園区域などがあり、良好な自然が数多く残されている。このような資源についてはアクセス路や駐車場・休憩所などの施設を整備することによって、住民が気軽に利用できるようにする。

#### イ. 海岸沿岸部

海中公園、八幡岬公園、官軍塚等の海沿いの観光ポイント及び海水浴場を海沿いに結んで観光等交流拠点の形成を進める。これらと関東ふれあいの道等の歩行系道路を結ぶことで各拠点施設間の連続性を確保する。

#### ウ. 内陸丘陵地

勝浦地区北側において、レクリエーション機能や防災機能を備えた公園等の整備を図るとともに、海側の観光等交流拠点との連続性を持たせるよう、丘陵部幹線道路を歩行者、自転車等に配慮した緑豊かな道路として整備し、ネットワークの形成を図る。

### c 防災系統

#### ア. 地域全体

水害・災害防止のため、保水機能を有する森林等、土砂流出を抑える斜面緑地、遊水機能を有する農地等の保全を図る。また、地震・津波等災害発生時に周辺住民の避難地となり、災害後の救急・復旧活動の拠点となる公園・緑地の整備、充実を図る。

#### イ. 山地の保全

○急傾斜地崩壊対策事業などの災害防除に努める。

○治山事業として水源涵養や治山、治水のため森林の保全に努める。

#### ウ．河川や海岸の保全

○河川改修事業として災害防止のため、河川・水路の改修を進める。

○市内の海岸整備、保全にあたっては、海浜浸食対策を講じながら自然環境に配慮した形で行い、エコ・コースト事業により整備された興津海岸においては環境と共生できる環境にやさしい海岸づくりに努める。

### d 景観構成系統

#### ア．地域全体

○自然環境保護及び自然景観保全のための条例制定についての検討を進める。

○良好な景観づくりを促進するため、景観法に基づく景観計画の策定を図り、総合的な景観誘導施策を促進する。

○臨海部において、南房総国立公園の関係機関との調整を踏まえて、感動を与えられる眺望ポイント・ルートの形成・整備を図る。

○勝浦駅周辺や総野地区の地域交流拠点の国道297号松野バイパス沿道及び市道墨名部原線等、市の玄関口においては、市の個性と魅力を感じさせる景観づくりを、地元住民等との協働により促進する。

○地区住民・NPO等との協働による花いっぱい運動等の展開により、市街地の住宅地を中心として、生垣による緑化や、市木や季節を感じさせる花等の植栽等を通じて、観光地にふさわしい美しい景観づくりを促進する。

○住宅地や農地周辺においては、イノシシやキョン等による花壇や植木等の採食被害等を防止するため、捕獲を促進するとともに捕獲の担い手を育成するなど捕獲体制の強化による緑豊かな市街地景観の維持に努める。

### e その他

#### ア．動植物の生態系の保全

天然記念物ミヤコタナゴやウミガメなどの保護に努めるとともに、海浜部において、海浜動植物の生息・育成環境の保全に努める。

### ③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

#### a 公園緑地等の施設緑地

本区域の既成市街地は高密度で形成されているため、市街地の中に公園を設けることは、都市のなかにゆとりを生み出すだけでなく、防災面からも必要であり、コミュニティ内の公園の整備に努める。

また、勝浦地区北側においては、豊かな自然を有効に活用し、水、花、森林などを活用した休養スペース、住民の多様なスポーツ需要に応える運動スペースとしての公園の整備を図る。

#### b 地域制緑地

自然環境の保全や景観形成、生垣などの緑化、公園等の公的な緑の育成・維持管理するためのルールづくりや条例の制定について検討を進める。